

議第58号

京都市と畜場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市と畜場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市と畜場条例の一部を改正する条例

京都市と畜場条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中	「	円 1,928	を	「	円 1,983	に,
		588			604	
		588			604	
	」			」		

「	354	を	「	364	に改める。
	834				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市と畜場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。